

別記1 戸建住宅（新築）の評価等料金

1 戸建住宅の設計住宅性能評価の評価料金

申請の住宅及び床面積に応じた次表の基本料金に、選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金を加算した額とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅	選択評価項目 (一分野)
床面積	基本料金	基本料金	
200㎡未満	42,000 (税込価格46,200)	32,000 (税込価格35,200)	2,000 (税込価格 2,200)
200㎡以上	54,000 (税込価格59,400)	38,000 (税込価格41,800)	

※「一般住宅」とは、「住宅型式性能認定住宅」以外のものをいう。以下同じ。

※「住宅型式性能認定住宅」には、「型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅」を含む。以下同じ。

2 長期使用構造等確認を併せて申請を行う設計住宅性能評価の評価料金

1の評価料金に、4,000円(税込価格4,400円)を加算した額とする。

3 戸建住宅の変更設計住宅性能評価の評価料金

1の評価料金の1/2の額とする。ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書(変更を含む。)を交付したものの変更の料金は、1の評価料金とする。

4 変更長期使用構造等確認を併せて申請を行う変更設計住宅性能評価の評価料金

1の評価料金の1/2の額に、2,000円(税込価格2,200円)を加算した額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書(変更を含む。)を交付したものの場合は、1の評価料金に4,000円(税込価格4,400円)を加算した額とする。

5 戸建住宅の長期使用構造等確認の確認料金

申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅
確認料金	44,000 (税込価格48,400)	40,000 (税込価格44,000)

※ 住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の確認料金を適用する。

6 変更長期使用構造等確認の確認料金

5の確認料金の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の長期使用構造等確認書(変更を含む。)を交付したものの変更申請の料金は、5の確認料金とする。

7 戸建住宅の建設住宅性能評価の評価料金

(1) 申請の住宅及び床面積に応じた次表の基本料金に、選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金を加算した額とする。

ただし、選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度等」を選択した場合は、当該選択評価項目の額については、次表の選択評価項目の額によらず別途見積もりによる額とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅	選択評価項目 (一分野)
床面積	基本料金	基本料金	
200㎡未満	90,000 (税込価格99,000)	60,000 (税込価格66,000)	2,000 (税込価格 2,200)
200㎡以上	110,000 (税込価格121,000)	70,000 (税込価格77,000)	

(2) 他機関で直前の住宅性能評価書(変更を含む。)の交付を受けたもの場合は、(1)の評価料金に、床面積に応じた次表の「他機関設計評価加算額」を加算した額とする。

(単位：円)

床面積	200㎡未満	200㎡以上
他機関設計評価加算額	20,000 (税込価格22,000)	26,000 (税込価格28,600)

8 戸建住宅の変更建設住宅性能評価の評価料金

(1) 7(1)の評価料金(選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度等」の額を含まない額)の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書(変更を含む。)を交付したものの変更の評価料金は、7(2)の1/2の額とする。

(2) 変更により「室内空気中の化学物質の濃度等」の選択評価事項を追加する場合の(1)の評価料金への加算額、又はこの選択評価事項を取りやめる場合の評価料金の返還額については、別に定める。

別記2 共同住宅等(新築)の評価等料金

1 共同住宅等の設計住宅性能評価の評価料金

申請の住宅及び床面積に応じた次表の基本料金に、住戸評価料金と選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金に評価対象住戸数を乗じた額を加算した額とする。

参考：評価料金＝基本料金＋【住戸評価料金＋(選択評価項目料金×評価項目数)】×評価対象住戸数

(単位円)

住宅	一般住宅		住宅型式性能認定住宅		選択評価項目
	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	
500㎡未満	60,000 (税込価格 66,000)	10,000 (税込価格 11,000)	57,000 (税込価格 67,200)	9,000 (税込価格 9,900)	2,000 (税込価格 2,200)
500㎡以上 1,000㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)		65,000 (税込価格 71,500)		
1,000㎡以上 2,000㎡未満	100,000 (税込価格 110,000)		94,000 (税込価格 103,400)		
2,000㎡以上 5,000㎡未満	220,000 (税込価格 242,000)		210,000 (税込価格 231,000)		

5,000㎡以上 10,000㎡未満	310,000 (税込価格 341,000)		300,000 (税込価格 330,000)		
10,000㎡以上 20,000㎡未満	380,000 (税込価格 418,000)		360,000 (税込価格 396,000)		
20,000㎡以上 50,000㎡未満	460,000 (税込価格 506,000)		440,000 (税込価格 484,000)		
50,000㎡以上	別途、見積りによる。				

※「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）以外の住宅をいう。以下同じ。

- 2 長期使用構造等確認を併せて申請を行う設計住宅性能評価の評価料金
1の評価料金に、長期使用構造等確認の対象住戸数に3,000円（税込価格3,300円）を乗じた額を加算した額とする。
- 3 共同住宅等の変更設計住宅性能評価の評価料金
1の評価料金の1/2の額とする。ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）を交付したものの変更の料金は、1の評価料金とする。
- 4 変更長期使用構造等確認を併せて申請を行う変更設計住宅性能評価の評価料金
1の評価料金の1/2の額に、長期使用構造等確認の対象住戸数に2,000円（税込価格2,200円）を乗じた額を加算した額とする。
ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）を交付したものの場合は、1の評価料金に長期使用構造等確認の対象住戸数に3,000円（税込価格3,300円）を乗じた額を加算した額とする。
- 5 共同住宅等の長期使用構造等確認の確認料金
申請の住宅及び床面積に応じた基本料金に、住戸確認料に長期使用構造等確認の対象住戸数を乗じた額を加算した額とする。
参考：確認料金＝基本料金＋住戸確認料金×確認対象住戸数

(単位：円)

住宅 床面積	一般住宅		住宅型式性能認定等住宅	
	基本料金	住戸確認料金 (戸当り)	基本料金	住戸確認料金 (戸当り)
500㎡未満	60,000 (税込価格 66,000)	11,000 (税込価格 12,100)	57,000 (税込価格 62,700)	10,000 (税込価格 11,000)
500㎡以上 1,000㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)		65,000 (税込価格 71,500)	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	100,000 (税込価格 110,000)		94,000 (税込価格 103,400)	
2,000㎡以上 5,000㎡未満	220,000 (税込価格 242,000)		210,000 (税込価格 231,000)	

5,000㎡以上 10,000㎡未満	310,000 (税込価格 341,000)		300,000 (税込価格 330,000)	
10,000㎡以上 20,000㎡未満	380,000 (税込価格 418,000)		360,000 (税込価格 396,000)	
20,000㎡以上 50,000㎡未満	460,000 (税込価格 506,000)		440,000 (税込価格 484,000)	
50,000㎡以上	別途、見積りによる。			

6 共同住宅等の変更長期使用構造等確認の確認料金

5の確認料金の1/2の額とする。ただし、センター以外の機関が直前の長期使用構造等確認書(変更を含む。)を交付したものの変更申請の確認料金は、5の確認料金とする。

7 共同住宅等の建設住宅性能評価の評価料金

(1) 申請の住宅及び床面積に応じた基本料金に検査回数に乗じた額に、住戸評価料金と選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金に評価対象住戸数に乗じた額を加算した額とする。

ただし、選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度」を選択した場合は、当該選択評価項目の額については、次表の選択評価項目の額によらず別途見積りによる額とする。

参考：(1)評価料金＝基本料金×検査回数＋【住戸評価料金＋(選択評価項目料金×評価項目数)】×評価対象住戸数

(単位：円)

住宅	一般住宅		住宅型式性能認定等住宅		選択評価項目
	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	
500㎡未満	30,000 (税込価格 33,000)	10,000 (税込価格 11,000)	26,000 (税込価格 28,600)	9,000 (税込価格 9,900)	2,000 (税込価格 2,200)
500㎡以上 1,000㎡未満	50,000 (税込価格 55,000)		44,000 (税込価格 48,400)		
1,000㎡以上 2,000㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)		60,000 (税込価格 66,000)		
2,000㎡以上 5,000㎡未満	140,000 (税込価格 154,000)		130,000 (税込価格 143,000)		
5,000㎡以上 10,000㎡未満	150,000 (税込価格 165,000)		140,000 (税込価格 154,000)		
10,000㎡以上 20,000㎡未満	230,000 (税込価格 253,000)		210,000 (税込価格 231,000)		
20,000㎡以上 50,000㎡未満	240,000 (税込価格 264,000)		220,000 (税込価格 242,000)		
50,000㎡以上	別途、見積りによる。				

- (2) 他機関で直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）の交付を受けたものの場合は、(1) の評価料金に、床面積に応じた次表の他機関評価加算額、及び住戸評価料金加算額に評価対象住戸数を乗じた額を加算した額とする。

参考：(2) 評価料金 = (1) の評価料金 + 他機関評価加算額 + 住戸評価料金加算額 × 評価対象住戸数

(単位：円)

床面積	他機関評価加算額	住戸評価料金加算額 (戸当り)
500㎡未満	30,000 (税込価格33,000)	10,000 (税込価格11,000)
500㎡以上 1,000㎡未満	40,000 (税込価格44,000)	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	50,000 (税込価格55,000)	
2,000㎡以上 5,000㎡未満	110,000 (税込価格121,000)	
5,000㎡以上 10,000㎡未満	150,000 (税込価格165,000)	
10,000㎡以上 20,000㎡未満	190,000 (税込価格209,000)	
20,000㎡以上 50,000㎡未満	230,000 (税込価格253,000)	
50,000㎡以上	別途、見積りによる。	

8 共同住宅等の変更建設住宅性能評価の評価料金

- (1) 7 (1) の評価料金（選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度等」の額を含まない額。以下本項において同じ。）の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）を交付したものの変更の評価料金は、7 (1) の評価料金の1/2の額に、7 (2) の1/2の額を加算した額とする。

- (2) 変更により「室内空気中の化学物質の濃度等」の選択評価事項を追加する場合の(1) の評価料金への加算額、又はこの選択評価事項を取りやめる場合の評価料金の返還額については、別に定める。

別記3 長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金

- 1 戸建住宅の長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金
申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅
確認料金	56,000 (税込価格61,600)	50,000 (税込価格55,000)

※ 住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の確認料金を適用する。

- 2 共同住宅等の長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金
申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定等住宅
床面積	基本料金	基本料金
500㎡未満	76,000 (税込価格83,600)	73,000 (税込価格80,300)
500㎡以上 1,000㎡未満	88,000 (税込価格96,800)	83,000 (税込価格91,300)
1,000㎡以上 2,000㎡未満	130,000 (税込価格143,000)	120,000 (税込価格132,000)
2,000㎡以上 5,000㎡未満	280,000 (税込価格308,000)	270,000 (税込価格297,000)
5,000㎡以上 10,000㎡未満	390,000 (税込価格429,000)	380,000 (税込価格418,000)
10,000㎡以上 20,000㎡未満	480,000 (税込価格528,000)	460,000 (税込価格506,000)
20,000㎡以上 50,000㎡未満	580,000 (税込価格638,000)	560,000 (税込価格616,000)
50,000㎡以上	別途、見積りによる。	

3 変更長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金

戸建住宅の場合は1の確認料金の1/2の額、共同住宅等の場合は2の確認料金の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の長期使用構造等確認書（増築・改築又は建築行為なしのもの。変更を含む。）を交付したものの変更申請の料金は、戸建住宅の場合は1の確認料金、共同住宅等の場合は2の確認料金とする。

別記4 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明料金

申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

申請する住宅	軽微変更該当証明料金
戸建住宅（新築）	別記1の6の確認料金とする。
共同住宅等（新築）	別記2の6の確認料金とする。
戸建住宅又は共同住宅等（増築・改築又は建築行為なし）	別記3の3の確認料金とする。

別記5 共同住宅等の同一仕様等の場合の減額

共同住宅等で、同一仕様で同一評価の住戸が多い等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとセンターが判断した場合の減額は、次表による。ただし、次表の減額は、変更申請又は軽微変更該当証明申請には適用せず、また、設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請にあっては長期使用構造等確認を適用しない。

(単位：円)

申請	減額単価	評価等料金から減じる額
設計住宅性能評価	2,000 (税込価格2,200)	減額単価に同一評価等対象住戸数を乗じた額
建設住宅性能評価	5,000 (税込価格5,500)	
長期使用構造等確認	2,000 (税込価格2,200)	

※ 同一評価等対象住戸：同一評価又は同一長期使用構造等確認の住戸をいう。

別記6 申請の取り下げによる建設住宅性能評価料金の返還額

建設住宅性能評価の申請を取り下げた場合にあつては、当該申請を取り下げた時期に応じて、当該申請の評価料金に次表の乗ずる率を乗じた額を返還する。

	申請の取り下げを行った時期	申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回目の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N + 0.05) \}$

※ J：申請の取り下げの日までに実施した現場回数とする。

※ N：検査回数

別記7 住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の再交付の料金

評書書又は確認書の再交付1通につき、次表の料金とする。

(単位：円)

再交付の申請	料金
住宅性能評価書の再交付 長期使用構造等確認書の再交付	5,000 (税込価格5,500)